

沖縄県立高等学校専攻科修学支援金取扱要領

(令和2年7月17日教育長決定)

(趣旨)

第1 この要領は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に基づき、沖縄県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う沖縄県立高等学校専攻科修学支援事業について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 高等学校専攻科に通う低所得世帯の生徒の教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、沖縄県立高等学校専攻科修学支援金(以下「専攻科修学支援金」という。)の支給を行うものである。

(支給の対象)

第3 支給の対象となる者は、沖縄県立高等学校専攻科に在学している者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校専攻科を卒業又は修了していない者
- (3) 高等学校専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者
- (4) 保護者等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者その他の生徒の就学に要する経費を負担すべきものとして別に定める者をいう。)の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、令和2年4月1日付け元文科初第1861号文部科学省初等中等教育局長通知(以下「文部科学省局長通知」という。)に定める者
- (5) 高等学校専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程に通う者

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、当該各号に定める時点から支給の対象としない。

- (1) 退学又は停学(3か月以上のものに限る。)の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月
- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月

3 専攻科修学支援金の支給額は、文部科学省局長通知の専攻科支援金の補助対象上限額の

表のとおりとする。ただし、沖縄県高等学校等の授業料等の徴収に関する条例別表第1の専攻科の授業料の月額（以下、授業料額という。）が補助対象上限額に満たない場合は授業料額（区分2に該当する者については、授業料額の1/2の額）とする。

（受給資格の認定）

第4 専攻科修学支援金の支給を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、沖縄県立高等学校専攻科修学支援金受給資格認定申請書（以下、「認定申請書」という。）（様式1）に次のいずれかの書類を添付し、在学する高等学校の学校長（以下「学校長」という。）に提出しなければならない。

（1）個人番号カードの写しその他の書類（以下、「個人番号カードの写し等」という。）

（2）市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）並びに調整控除の額等を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）

- 2 学校長は、認定申請書の提出があったときは、支給要件等を確認した上で沖縄県立高等学校専攻科修学支援金受給資格認定申請者一覧（様式3）を作成し、認定申請書等とともに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による認定申請書の提出があったときは、申請者の受給資格を審査し、認定又は不認定を決定した上、沖縄県立高等学校専攻科修学支援金受給資格認定結果一覧（様式4）により学校長に通知する。
- 4 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式5又は様式6により申請者へ通知しなければならない。

（収入状況の届出等）

第5 受給資格の認定を受けた申請者（以下、「受給権者」という。）は、専攻科修学支援金の支給が停止されている場合を除き、毎年度、教育委員会が定める日までに、沖縄県立高等学校専攻科修学支援金収入状況届出書（以下、「収入状況届出書」という。）（様式2）に課税証明書等を添付し、学校長に提出しなければならない。ただし、個人番号カードの写し等より所得要件を確認することとした場合はこの限りではない。

- 2 学校長は、収入状況届出書の提出があったとき又は前項ただし書きにより所得要件を確認する必要がある場合は、沖縄県立高等学校専攻科修学支援金収入状況届出者一覧（様式12）を作成し、収入状況届出書等とともに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、所得制限基準該当性について審査し、その結果を沖縄県立高等学校専攻科修学支援金収入状況審査結果一覧（様式13）により学校長に通知する。
- 4 教育委員会は、受給権者が、正当な理由なく収入状況届出書を提出しないときは、専攻科修学支援金の支払を一時差し止めることができる。
- 5 学校長は、第3項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式10又は

様式 14 により生徒に通知しなければならない。

- 6 受給権者は、第 1 項にかかわらず、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付し、学校長に提出しなければならない。ただし、保護者等が両親であり再婚・離婚の場合などによって、既に片方の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しているときは、当該片方の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を改めて添付することを要しない。
- 7 前項の場合において、保護者等の変更により所得制限基準に該当する場合は、保護者等の変更の事由が生じた日の属する月の翌月分から（当該事由の生じた日が月の初日である場合は当該月分から）支給しない。

（支給の停止）

- 第 6 受給権者は、休学により専攻科修学支援金の支給停止を希望する場合は、沖縄県立高等学校専攻科修学支援金支給停止申出書（以下、「支給停止届出書」という。）（様式 15）を学校長に提出しなければならない。
- 2 学校長は前項の規定による支給停止申出書の提出があったときは、沖縄県立高等学校専攻科修学支援金支給停止申出者一覧（様式 16）を作成し、支給停止申出書とともに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、専攻科修学支援金の支給停止を決定し、沖縄県立高等学校専攻科修学支援金支給停止者一覧（様式 17）により学校長に通知するとともに様式 18 により受給権者に通知する。
- 4 受給権者が専攻科修学支援金の支給停止を申し出れば、当該申出の日の属する月の翌月（当該申出の日が月の初日である場合は当該月分）から、復学して支給再開を申し出た日の属する月まで専攻科修学支援金の支給は停止され、当該期間は支給期間に算入されない。

（支給の再開）

- 第 7 休学を終えて専攻科修学支援金の支給再開を希望する受給権者は、沖縄県立高等学校専攻科修学支援金支給再開申出書（以下、「支給再開申出書」という。）（様式 19）に収入状況届出書等を添付して学校長に提出しなければならない。（ただし、既に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出している場合には、支給再開申出書のみ提出すれば足りる）。
- 2 学校長は沖縄県立高等学校専攻科修学支援金支給再開申出者一覧（様式 20）を作成し、支給再開申出書とともに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、専攻科修学支援金の支給再開を決定し、沖縄県立高等学校専攻科修学支援金支給再開者一覧（様式 21）により学校長に通知するとともに、様式 22 により受給者に通知する。

(受給資格の消滅)

- 第 8 学校長は、受給権者である生徒の受給権が退学又は転学等の理由により消滅した場合は、沖縄県立高等学校専攻科修学支援金受給資格消滅者一覧（様式 7）を作成し、教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、受給権者である生徒の受給資格の消滅を確定し、沖縄県立高等学校専攻科修学支援金資格消滅者結果一覧（様式 8）により学校長に通知する。
- 3 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式 9 により受給権者に通知しなければならない。

(授業料額の変更)

- 第 9 学校長は、受給権者の授業料等の変更等があった場合は、授業料減免に係る授業料額の変更届（沖縄県立高等学校専攻科修学支援金関係）（様式 11）を教育委員会に提出しなければならない。

(停学処分を受けた者等の受給資格停止)

- 第 10 学校長は、受給者が、第 3 条第 2 項各号に該当する場合は、沖縄県立高等学校専攻科修学支援金受給資格変更者一覧（様式 23）を作成し、教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、受給権者である生徒の受給資格の停止等を確定し、沖縄県立高等学校専攻科修学支援金資格変更者結果一覧（様式 24）により学校長に通知する。
- 3 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式 25 により受給権者に通知しなければならない。

(専攻科修学支援金の代理受領)

- 第 11 教育委員会は、受給権者に代わって専攻科修学支援金を受領し、受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充てるものとする。これにより、受給権者に対し、専攻科修学支援金の支給があったものとみなす。

(その他)

- 第 12 この要領に定めるもののほか、専攻科修学支援金の取扱について必要な事項は、文部科学省局長通知に準じて取り扱うものとする。

附則

- この要領は、令和 2 年 7 月 1 7 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。